

令和7年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務委託契約書

令和7年度高松市特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び後期高齢者医療健康診査（以下「後期健診」という。）に係る未受診者受診勧奨業務について、高松市（以下「委託者」という。）と〇〇（以下「受託者」という。）との間に、次の条項により契約を締結した。

（総則）

第1条 委託者は、令和7年度高松市特定健診及び後期健診に係る未受診者受診勧奨業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託した。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別紙仕様書にて定めるものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の契約期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 この契約に基づく委託料の額は、総額 ￥〇〇〇ー（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、その内訳は次のとおりとする。

内訳

（1） 特定健診未受診者受診勧奨業務

￥〇〇〇ー（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（2） 後期健診未受診者受診勧奨業務

￥〇〇〇ー（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、業務委託料の100分の10以上とする。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受託者が、完了部分に係る委託料によってもなお業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の終了後又は第16条及び第18条から第23条までの規定により委託者若しくは受託者がこの契約を解除した後も、同様とする。

2 受託者は、委託者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託の禁止)

第8条 受託者は、業務の全部を一括して、又は別紙仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(指示監督等)

第9条 委託者は、この契約の履行について必要があるときは、受託者に対し、指示監督することができる。

2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は受託者の事務所その他業務の実施場所に立ち入ることができる。

(業務の変更等)

第10条 委託者は、必要があるときには、業務の内容を変更し、又は業務の履行を一時中止することができる。この場合において、委託料及び契約期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、受託者は委託者に対し必要な費用を請求することができるものとし、その額は委託者と受託者が協議して定める。

(事情変更)

第11条 予測することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、委託料が著しく不適當となったときは、委託者又は受託者は、委託料の変更を請求することができる。

(業務の報告等)

第12条 受託者は、業務の実施状況を、委託者の定める期日までに、文書及び委託者が指定する方法により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、前項の報告を受理したときは、その日から起算して10日以内に、報告書が契約の内容に適合するものであるか否かを確認しなければならない。

3 委託者は、確認の結果必要があると認めたときは、期日を定めて受託者に報告書を再作成させることができるものとする。この場合において、報告書等の再作成に要する費用は、受託者の負担とするものとし、受託者は、速やかに委託者に対し補正した報告書を提出するものとする。

4 補正後の報告書の確認については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第13条 受託者は、前条第2項又は第4項の委託者による確認を受けた後、委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に受託者に委託料を支払わなければならない。

(一般的損害)

第14条 契約期間中に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、第三者に及ぼした損害が委託者の指示が不適當であること等、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示が不適當であること等、委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(委託者の任意解除権)

第16条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第18条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第17条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等からの不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第19条第8号及び第10号において同じ。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第19条第8号において同じ。))又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第19条第10号において同じ。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(委託者の催告による解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 契約期間内に業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第19条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受託者が第6条第1項の規定に違反し、委託料債権を譲渡したとき。

(2) 受託者が第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外

に使用したとき。

- (3) 受託者がこの業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受託者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 受託者が第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。
 - イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 再委託契約又は資材等の購入契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
 - カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用してした場合（オに該当する場合を除く。）において、委託者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - キ この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 委託者は、第18条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない契約解除権等）

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第10条第1項の規定による契約の変更等により委託料が3分の2以上減少したとき。

（2） 第10条第1項の規定による中止の期間が契約期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができると認められるときにおける当該完了部分については、第12条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、第13条中「委託料」とあるのは「完了部分に係る委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が、民法の規定に従い協議して定める。

（委託者の損害賠償請求等）

第25条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1） 受託者が契約期間内に業務を完了することができないとき。

（2） 第18条又は第19条の規定により、この契約が解除されたとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） 第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

（2） 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料の額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第26条 受託者は、第19条第10号キからコまでのいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、全契約期間の委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者が第12条第2項又は第4項の確認をした後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受託者の損害賠償請求等）

第27条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合はこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第28条 受託者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託料の支払の日までの日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と、委託者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の延滞金を徴収する。

（著作権の帰属等）

第29条 別紙仕様書において指定するこの契約の目的物（以下「成果品」という。）のうち、新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の

引き渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。

- 2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引き渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。
- 3 成果品のうち、第1項の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- 4 成果品のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- 5 委託者は著作権法第20条第2項第3号又は同項第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- 7 受託者は、第2項に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 8 前2項の著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続するものとする。
- 9 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- 10 受託者が受託者の営業のために成果品を利用し、又は改変する場合は、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

（個人情報の保護）

第30条 受託者が当該業務を実施するに当たっては、個人情報の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 委託者は、この契約に関し委託者から提供された情報の利用について第三者から受託者に対して何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合において、受託者から処理の要請がなされたときは、委託者は、その責任と費用負担において、受託者に代わって当該第三者との紛争を処理するとともに、受託者がかかる訴え、異議、請求等により被った一切の損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第31条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、その都度委託者、受託者協議の上、別途定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

(委託者) 高松市
高松市長 大西 秀人

(受託者)